

第 1 章 総 論

第 1 節 群馬県における社会的養育の体制整備の 基本的考え方及び全体像

1 計画策定の趣旨

（１）群馬県家庭的養護推進計画（策定）＜平成 27 年度～平成 41 年度＞

社会的養護の充実については、厚生労働省において、平成 23 年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされ、施設の本体施設、グループホーム、里親等の被措置児童数の割合を 3 分の 1 ずつにすることが目標と掲げられました。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成 24 年 10 月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が取りまとめられました。

これらの報告では、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等における施設養護も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。

当時の本県において、保護者のない児童や被虐待児など家庭環境上、養護を必要とする児童の措置先は「施設が 9 割、里親が 1 割」という現状であったことから、できるだけ家庭的な環境のもとで児童を育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化や里親委託を推進するため、本県の実情に即しながら、そして、15 年後の将来を見据えながら、平成 26 年度に「群馬県家庭的養護推進計画（平成 27～41 年度）」が策定されました。

（２）群馬県社会的養育推進計画（改定）＜令和 2 年度～令和 11 年度＞

しかし、平成 27 年度末においても、里親等の委託率は、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る 17.5%となっており、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっていました。

このような中、平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「平成 28 年改正児童福祉法」という。）が成立し、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

行政においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先

原則）こととされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。

また、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化されました。

さらに平成 29 年 5 月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（以下、「平成 29 年改正児童福祉法」という。）が成立し、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

これらの法改正を受けて、厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成 29 年 8 月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援などが示されました。

こうした平成 28 年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められていることから、令和元年度に「群馬県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、改めて 10 年後の将来を見据えて、「群馬県社会的養育推進計画（以下、「現行計画」という。）」として改定しました。

（３）群馬県社会的養育推進計画（中間見直し）＜令和 7 年度～令和 11 年度＞

現行計画に基づき、本県においても里親委託推進や施設の小規模化・多機能化等の各種取組を進めてきたところです。そのような中、令和 4 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「令和 4 年改正児童福祉法」という。）が成立しました。

主な改正内容は下記のとおりです。

- ・子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充に向け、市町村において一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置や、未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯の相談機関である地域子育て相談機関の整備、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等が行われた。
- ・一時保護施設及び児童相談所によるこどもへの処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上に向け、一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の策定、虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設、里親や委託児童等に対する里親支援事業を包括的に実施

する里親支援センターの児童福祉施設としての位置付け、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設が行われた。

- ・社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう。以下同じ。）に対する自立支援の強化に向け、社会的養護経験者等の実情把握や支援を都道府県の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等や、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設が行われた。
- ・引き続きこどもの権利擁護の取組を推進するため、施設等への入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県の業務として位置付けられるとともに、在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、こどもの意見聴取等を行うこととされた。
- ・こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援事業の創設が行われた。
- ・一時保護の判断の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入のほか、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上のため、一定の実務経験のある有資格者や現任者を対象とした認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）の導入などが盛り込まれた。

これら令和4年改正児童福祉法の内容を計画に適切に反映する必要が生じるとともに、現行計画については、全国の自治体における記載内容の充実度にばらつきがある点や、一部の項目にしか整備目標が設定されていない点、PDCAサイクルの運用の視点が不十分であるといった点などが課題とされていたことから、令和6年度にこども家庭庁から示された新たな策定要領に基づき、中間見直しを実施したものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）、「「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「一時保護ガイドラインについて」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「都道府県推進計画」として位置付けられるものです。

令和2年に策定・公表された「新・群馬県総合計画（ビジョン）」との関係においては、こども分野の個別基本計画に位置づけられています。同分野の最上位計画であり、こども基本法第10条第1項に規定する都道府県こども計画を始めとした様々な性質を有する「ぐんまこどもビジョン2025」と調和するものとなっています。

なお、「子ども・子育て支援法」において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされており、同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養育の施策に関する事項を定めることとされています。このため、本計画については、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の一分野としての位置付けにもなることから、それとの整合性に留意しながら策定するものです。

児童福祉法第4条第1項において、「乳児」は生後1歳未満の者、「幼児」は1歳以上小学校就学前の者、「児童」は18歳未満の者としています。

本計画においては、18歳以上の者であっても自立援助やアフターケアの対象としてことから、年齢によってサポートが途切れないよう、原則として「こども」と表記しています。ただし、以下の場合には、「子ども」「児童」などを使い分けています。

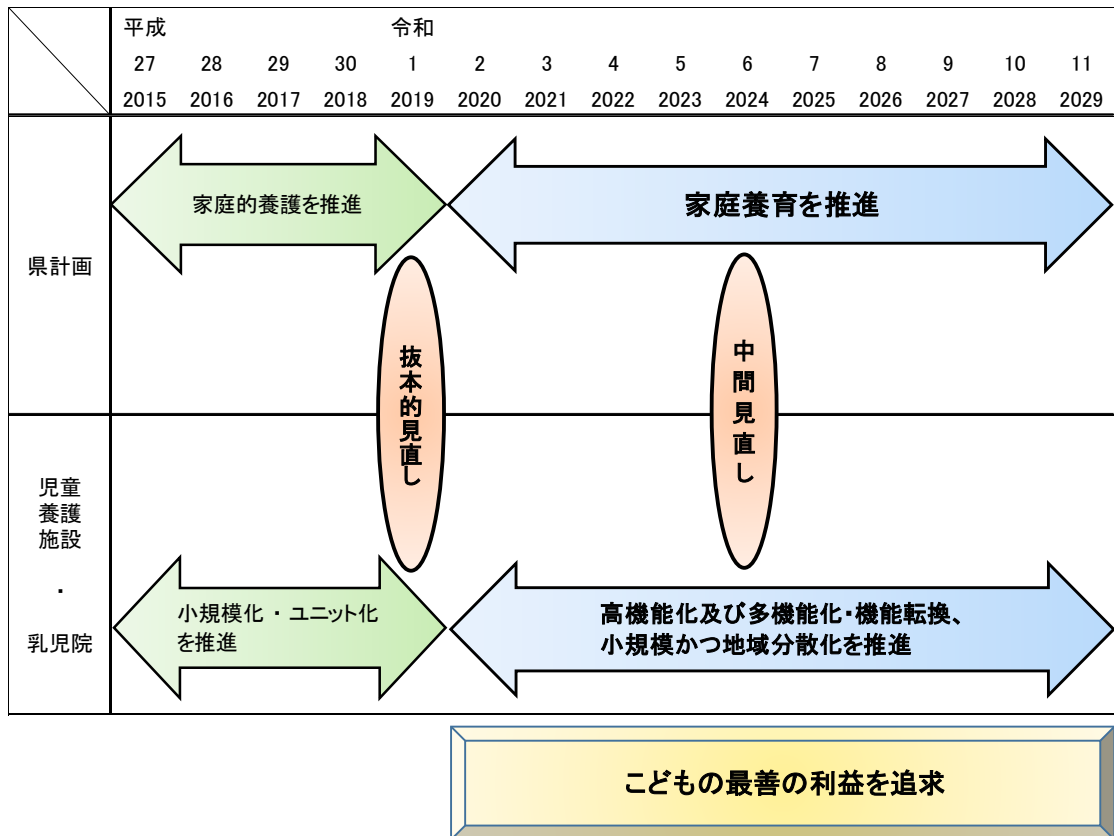
- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

3 計画の期間

本計画は平成27年度を始期とする令和11年度までの15年間を計画期間としますが、平成28年改正児童福祉法の理念に基づき、令和元年に全面的な見直しを行い、取組内容や目標値の修正を行うとともに、計画の名称を群馬県社会的養育推進計画としました。さらに、令和6年には中間見直しを行い、社会情勢に合わせて基本施策を見直すとともに、評価のための具体的な指標を取り入れました。

計画期間中は、進捗状況について毎年度検証するとともに、令和9年度末を目安に進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ることとします。

また、計画の推進に当たっては、各児童養護施設及び各乳児院が作成する計画内容も踏まえながら取り組むこととします。



第2節 本県における社会的養育の現状

1 社会的養育の現状

「社会的養育」とは、社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、すべてのこどもを対象として支援を行う考え方を表したものです。従来は「社会的養護」とされ、保護者のないこどもや保護者に監護させることが適当でないこどもを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指していましたが、「社会的養育」では、「社会的養護」のみならず、市町村のこども家庭センターによる妊娠期から子育て期にわたる総合相談のように、地域における子育て支援施策全般も含まれるものと整理されています。かつては、親がいない、あるいは親が育てられないこどもを中心としていましたが、現在では、虐待を受けたこどもや何らかの障害のあるこどもへの支援を行う施策へと役割が変化してきています。

行政は、令和4年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」に基づき、こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、こどもの保護者を支援しなければなりません。

ただし、こども及びその保護者の心身の状況や、これらの者の置かれている環境などの状況を勘案し、こどもを家庭において養育することが困難であったり、適当でなかったりする場合には、こどもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように、里親やファミリーホームへ委託する必要があります。

しかし、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である、小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいて養育される必要があります。

すべてのこどもが健全に養育されるよう、児童相談所、市町村、里親、ファミリーホーム及び施設等が協働して、こども及びその保護者等への支援を行い、家庭養育が行われるよう努力する必要があります。

(1) 本県の人口の動向と構造の変化

図1は、昭和25年以降の群馬県の総人口の推移と将来推計を示したものです。平成16年に最も多い2,035,542人を記録して以降、減少を続けています。令和32年に1,520千人と推計されており、出生数の減少(少子化)、少子高齢化した人口構造、平均余命の頭打ちに伴い、今後減少幅が広がっていくものと予想されています。

<図 1>

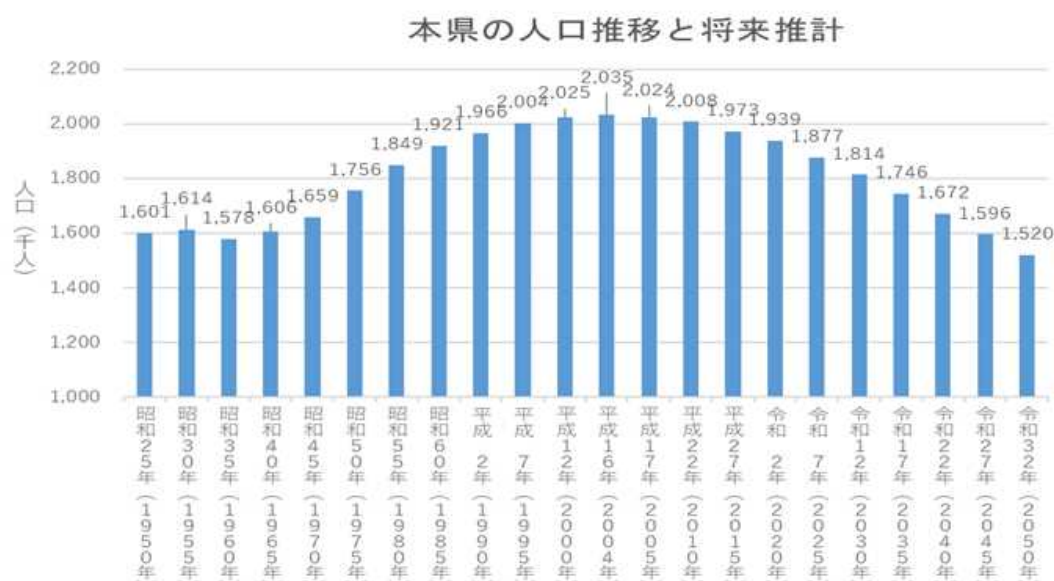


図2は、群馬県の年齢3区分別の人口規模について、これまでの推移と見通しを示したものです。平成27年では年少人口(0-14歳)12.8%、生産年齢人口(15-64歳)59.6%、高齢人口(65歳以上)27.6%となっていますが、令和32年にはそれぞれ9.2%、50.8%、40.0%となる見込みです。

<図 2>

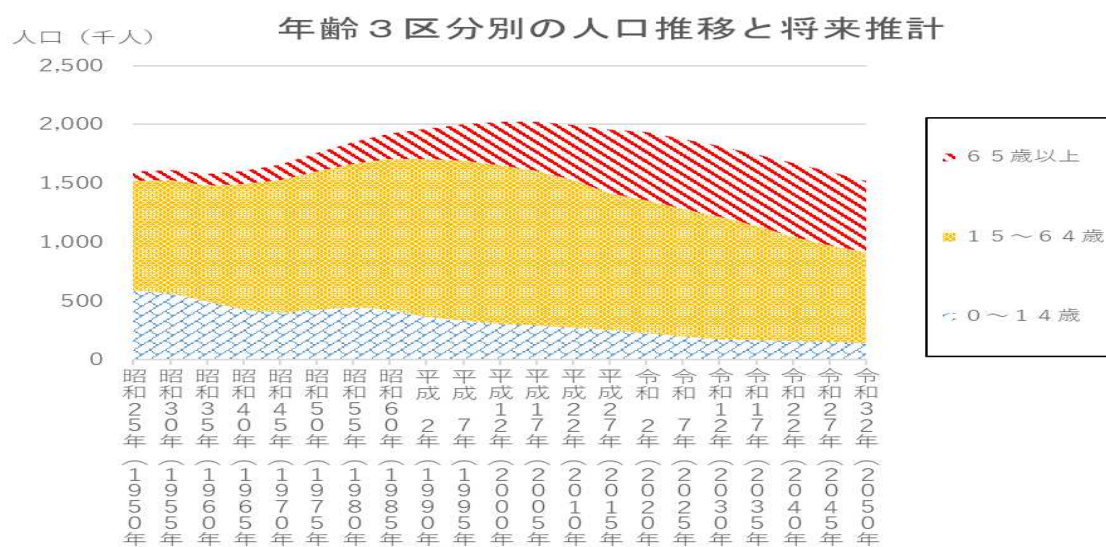


表1は、平成13年度と令和3年度の社会的養育の状況を示した数字です。全国の児童相談所で受け付けた養護相談件数については、平成13年度が62,560件だったものが、令和3年度には283,202件と、4.5倍も増加しています。児童虐待相談件数についても、平成13年度には23,274件でしたが、令和3年度には209,395件と著しい勢いで伸びています。この動向は本県でも同様となっています。

一方で、施設の在籍児童数は、全国的に減少傾向です。本県では、計画策定時点の令和元年では増加傾向が見られましたが、少子化の進行に伴い、現在では減少傾向に転じています。

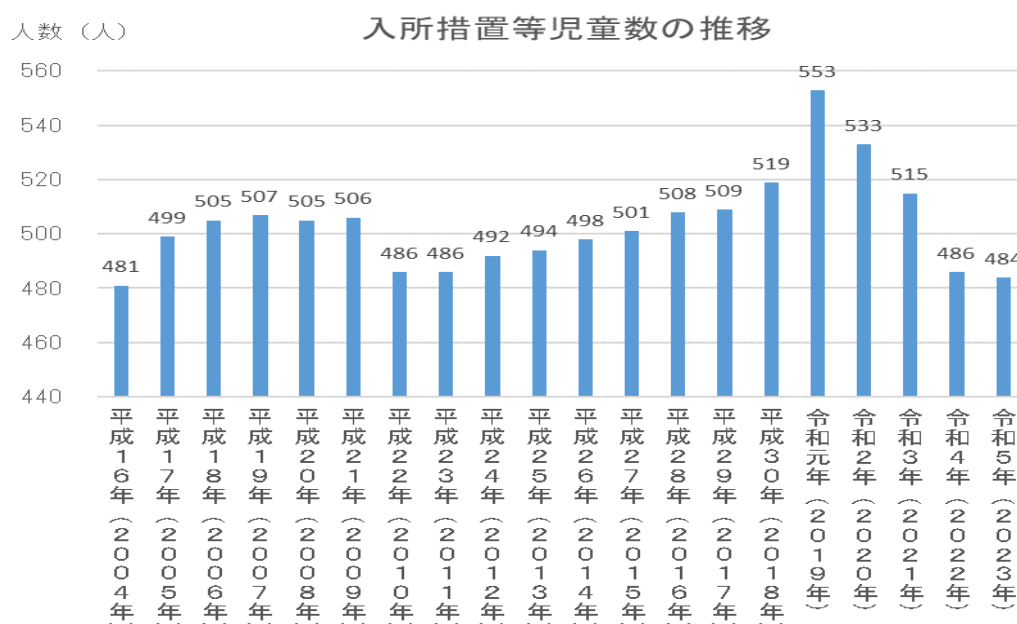
< 表 1 >

		平成 13 (2001) 年度	令和 3 (2021) 年度
全国	児童相談所の養護相談件数	62,560 件	283,202 件
	うち、児童虐待相談件数	23,274 件	209,395 件
群馬県	児童相談所の養護相談件数	945 件	3,851 件
	うち、児童虐待相談件数	341 件	1,909 件
全国	乳児院及び児童養護施設の 在籍児童数	(乳児院) 2,912 人	(乳児院) 2,351 人
		(児童養護施設) 29,789 人	(児童養護施設) 23,008 人
群馬県	乳児院及び児童養護施設の 在籍児童数	(乳児院) 31 人	(乳児院) 30 人
		(児童養護施設) 354 人	(児童養護施設) 314 人

※在籍児童数はいずれも年度末の人数

図 3 は、本県における乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに措置された各年度の最大入所児童数の推移です。平成 22 年度以降は令和元年度まで毎年度増加していましたが、令和 2 年度からは毎年度減少しています。

< 図 3 >



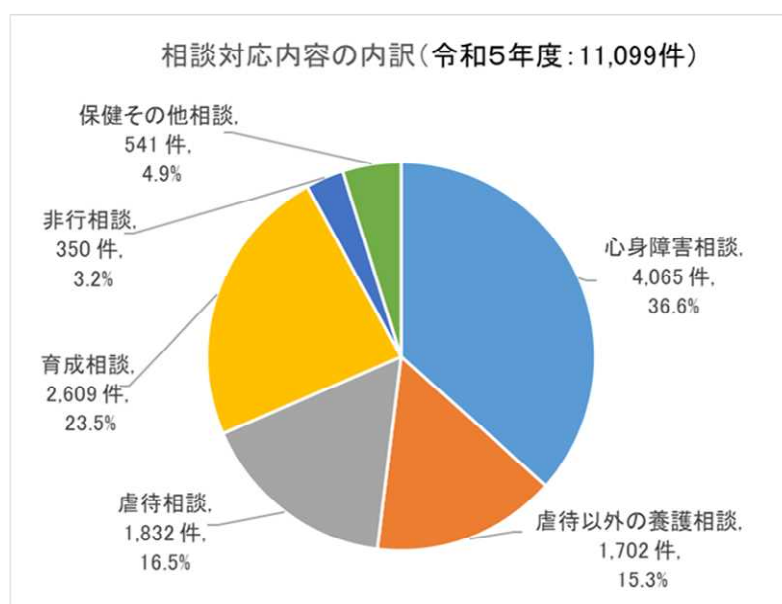
(2) 児童相談所における相談対応件数※の推移

●相談対応件数全体の状況

図 4 は、令和 5 年度に児童相談所が対応した相談内容の内訳です。相談対応件数は 11,099 件で、前年比 92.1% でした。内訳は、心身障害の相談が 4,065 件 (36.6%)。うち知的障害が 85.3% を占め、虐待以外の養護相談が 1,702 件 (15.3%)、虐待相談が 1,832 件 (16.5%)、しつけなどの育成相談が 2,609 件 (23.5%)、非行相談が 350 件 (3.2%) となっています。

※ 児童相談所の相談件数について、国の集計方法に合わせ、令和 5 年度分から集計方法の変更を行いました。令和 4 年度分までは「児童相談所に寄せられた児童相談受付件数」を、令和 5 年度分からは「当該年度中に援助方針 (施設措置・助言指導等) を決定した件数 (前々年度までの受理分を除く)」を集計しています。これに伴い、表題の「相談件数」を「相談対応件数」に改めました (以下、本項目内において同じ)。

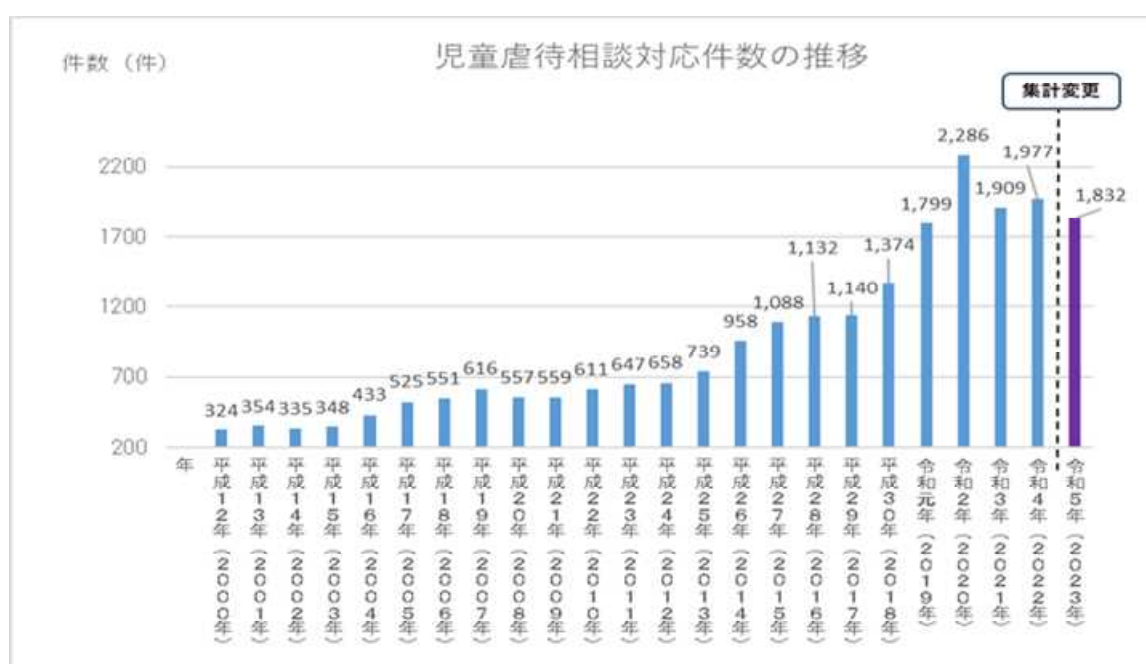
< 図 4 >



●虐待相談対応件数の状況

図5は、各年度における県内の児童相談所で受理した児童虐待通告(相談)の推移です。新型コロナウイルス禍の影響もあり、最も多かった令和2年度の受理件数は2,286件で、平成12年度(324件)の7倍以上となり、過去最多となっています。令和3年から5年度にかけては一定程度の減少が見られましたが、依然として2,000件近い高水準で推移しています。

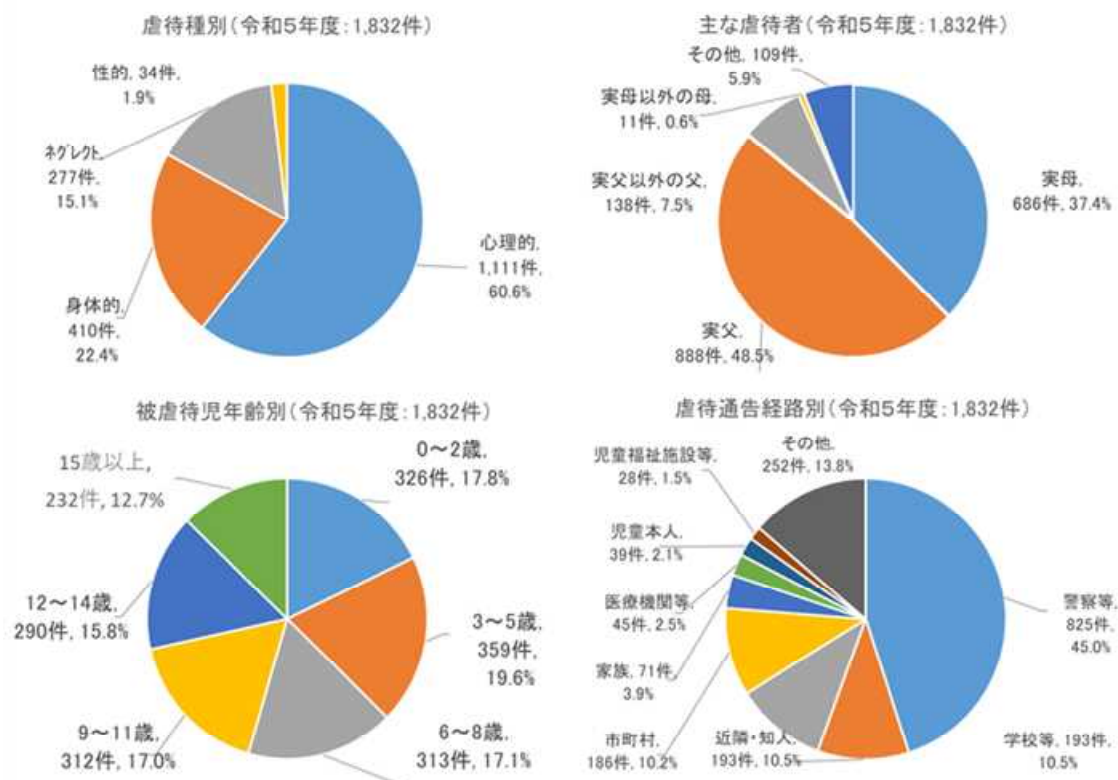
< 図 5 >



前年度の受理分を合わせた虐待相談対応件数は1,832件で、内訳をみると、心理的虐待60.6%、身体的虐待22.4%、ネグレクト15.1%、性的虐待1.9%となっています。

被虐待者は、0歳～2歳が17.8%、3歳～5歳が19.6%、6歳～8歳は17.1%、9～11歳が17.0%、12～14歳が15.8%、15歳以上が12.7%となっています。

虐待者は、実父が48.5%を占め、実母と合わせた実親が86%となっています。



(3) 社会的養育関係施設の設置状況

●本県における社会的養育(施設養護)の設置状況 (令和6年3月31日現在)

ア 乳児院

乳児院は、乳児※(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児※を含む。)を入院させて養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、3施設あり、高崎市、桐生市、太田市に各1か所で、定員は合計50人となっています。

名 称	定 員	所 在 地
愛育乳児園	20人	高崎市足門町
桐育乳児園	15人	桐生市相生町
東光乳児院	15人	太田市熊野町

イ 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のないこども※（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されているこどもその他環境上養護を要するこどもを入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、8施設あり、前橋市に2か所、高崎市に3か所、太田市に1か所、渋川市に1か所、富岡市に1か所となっています。定員は合計352人（うち地域小規模児童養護施設42人）です。

名 称	定 員	所 在 地
地行園	57（12）人	前橋市江木町
鐘の鳴る丘少年の家	46（6）人	前橋市堀越町
児童養護施設希望館	30人	高崎市大橋町
児童養護施設希望館八幡の家	46（6）人	高崎市八幡町
フランチスコの町	51（6）人	高崎市金古町
児童養護施設子持山学園	46（6）人	渋川市吹屋
東光虹の家	46（6）人	太田市熊野町
こはるび	30人	富岡市蚊沼

※定員のカッコ内は、地域小規模児童養護施設の定員

ウ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのあるこども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもを入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々のこどもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
群馬県立ぐんま学園	54人	前橋市川原町

エ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
青い鳥ぐんま	入所部：38人 通所部：15人	みどり市大間々町大間々

オ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）

義務教育を終了した、原則 15 歳から 20 歳までの者であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

県内には、3 か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
オーレの家	5 人	高崎市上並榎町
がじゅまるの家	6 人	太田市新田反町町
子どもシェルターオズ	6 人	非公開

カ 母子生活支援施設

生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、入所者の自立促進のための支援を行っていますが、近年では、DV 被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の半数以上を占めています。

県内には、3 か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
のぞみの家	20 世帯	前橋市岩神町
高崎市あすなろ寮	18 世帯	高崎市倉賀野町
虹ヶ丘園	20 世帯	太田市熊野町

キ 障害児入所施設

18 歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。医療型施設では、治療も行われます。

県内には、医療型障害児入所施設が 6 か所、福祉型障害児入所施設が 3 か所あります。

（医療型障害児入所施設）

名 称	定 員	所 在 地
医療型障害児入所施設めぐみ	105 人	高崎市大八木町
群馬整肢療護園（そよ風病棟）	66 人	高崎市足門町
渋川医療センター	100 人	渋川市白井
療育センターきぼう	132 人	みどり市大間々町
群馬整肢療護園（若草病棟）	50 人	高崎市足門町
両毛整肢療護園	60 人	桐生市広沢町

（福祉型障害児入所施設）

名 称	定 員	所 在 地
しろがね学園	54 人	前橋市東大室町
わたらせ養護園	40 人	桐生市新里町
しきしま学園	12 人	渋川市赤城町

(4) 里親の状況

ア 里親制度の目的

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、養育への正しい理解と温かい愛情を持った里親の下での養育を提供するものです。里親の家庭において、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、こどもの健全な育成を図ります。

平成 20 年改正児童福祉法により、社会的養護の質の拡充のため、里親委託を促進するための制度的な枠組みが整備され、「養育里親」と「養子縁組里親」の区別、里親認定登録制度の見直し、研修の義務化、里親手当の引上げ等が行われました。

また、平成 23 年 3 月には、「里親委託ガイドライン」が制定され、“里親委託優先の原則”が明確に示され、里親及びファミリーホームにおける養育の質の確保と向上を目的として、「里親及びファミリーホーム養育指針」も制定されました。

里親委託優先の原則 ～「里親委託ガイドライン」より抜粋～

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては養子縁組里親を含む里親委託を優先して検討すべきである。

さらに、平成 28 年改正児童福祉法では、国や地方公共団体の責務として、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームにおいて継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとされました。翌 29 年度には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、改正児童福祉法の理念等を具体化し、実現に向けた改革の工程が提言され、より高い里親等委託率等が求められることとなりました。（里親委託率目標(全国)：就学前児童：75%、学童期以降：50%）

イ 里親の種類

里親には、以下の 4 種類があります。

○養育里親

「保護者がいない・保護者に監護させることが不適當」なこどもをいずれは実親の元へ戻ることを視野に入れて養育する里親

○養子縁組里親

要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する里親

○親族里親

要保護児童に対して、扶養義務のある 3 親等内の親族で養育者としてふさわしい里親

○専門里親

養育里親のうち、養育が必要であると知事が認めた被虐待児童、非行児童、障害のあるこどもに対し、養育を行う里親

養育里親については 5 年ごと、専門里親については 2 年ごとに里親継続の意思、家庭の状況等調査を実施し、研修修了を経て登録更新を行うことになっています。



©群馬県 ぐんまちゃん

図6は本県における里親登録件数の推移です。里親登録数（毎年度4月1日現在）については、平成26年以降、5年に1度の更新年度を除いて一貫して増加傾向にあり、令和5年度は過去最大の270世帯となりました。

令和6年4月1日現在の登録状況は、206世帯で、内訳は養育里親82世帯、養子縁組里親24世帯、養育里親及び養子縁組里親91世帯、親族里親9世帯となっています。なお、養育里親のうち、専門里親は12世帯（兼養育里親）となっています。

<図6>



(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況

ファミリーホームは、児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護のかたちとして、平成21年度から制度化されました。養育者を3人以上（補助員を含む）置いて運営することが条件で、養育者の住居において、定員5～6人の子どもを養育するものです。

県内には、令和6年4月1日現在で9者が稼働しており、定員は合計52人です。

名 称	定 員	所 在 地
ファミリーホーム上野	6人	前橋市
中野ホーム	5人	前橋市
循環の森やまの家	6人	前橋市
Familyhome Comfy Toyoda	6人	前橋市
ファミリーホームひまわり	6人	高崎市
めぐみほーむ	5人	高崎市
ファミリーホームはなみずき	6人	桐生市
みんなん家	6人	太田市
妙義の家	6人	富岡市

2 社会的養育の将来像

(1) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込

代替養育を必要とするこどもとは、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者を指します。

令和6年度の間見直しにあって参照する国の策定要領においては、「現行計画における代替養育を必要とするこども数の見込みについて、時点修正すること。」「年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）ごとに算出すること。」「算出に当たっては、潜在的需要を考慮すること」とされています。

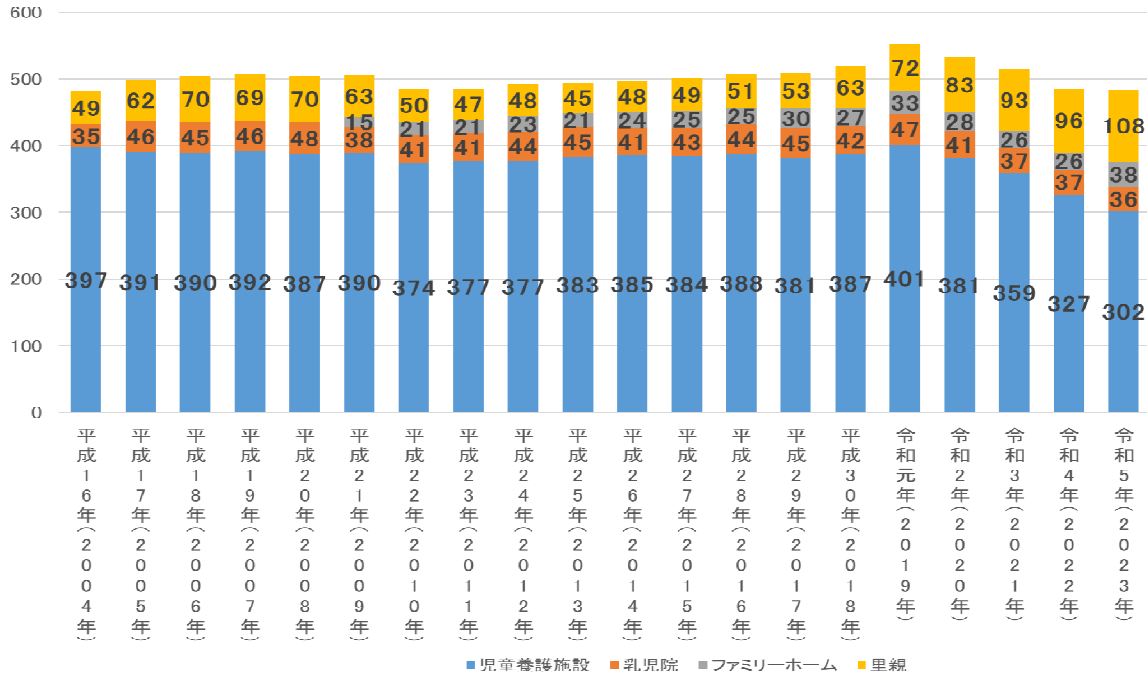
図7は、本県における、0～18歳の人口の推移と将来推計です。平成16年には、383,550人でしたが令和5年には、277,230人となり、減少が続いています。出生率の減少等に伴い、今後一層の減少幅となる見込で、令和32年度には、181,632人となると推計されています。また、令和27年度の推計値は、現行計画策定時の推計203,263人から1万人程度下方修正された193,871人となっており、予想を上回るスピードで少子化が進行していることがうかがわれます。

<図7>



図8は、毎年度の児童養護施設と乳児院、里親、ファミリーホームに措置・委託された児童の最大入所時の推移を示したものです。

施設等入所児童数の推移



近年の状況を見ると、平成25年度から令和元年度までの間で、0～18歳の児童人口が35,261人(10.4%)減少しているのに対して、施設等入所児童は59人(11.9%)増加しています。現行計画策定時には、「この状況は今後もしばらくの間は続くと考えられ、児童人口の減少に対して、代替養育を必要とするこどもは増加していくと考えられます。」と予想されていましたが、これ以降は一貫して減少に転じ、令和元年度から令和5年度までの間で、0～18歳の児童人口が29,321人(9.6%)減少しているのに対して、施設等入所児童は69人(12.5%)減少しています。

一方で、少子化の加速にかかわらず、児童相談所の相談対応件数(第2節(2)図4)は高止まりしており、社会における代替養育の潜在的需要が増加していることが推測されます。そのため、代替養育を必要とするこども数の見込みを算出する際には、これまで用いていた施設等入所児童数の増減だけでなく、代替養育の潜在的需要を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえると、令和11年度までの各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込みは次の表になります。

< 代替養育を必要とするこども数の見込み >

(単位：人)

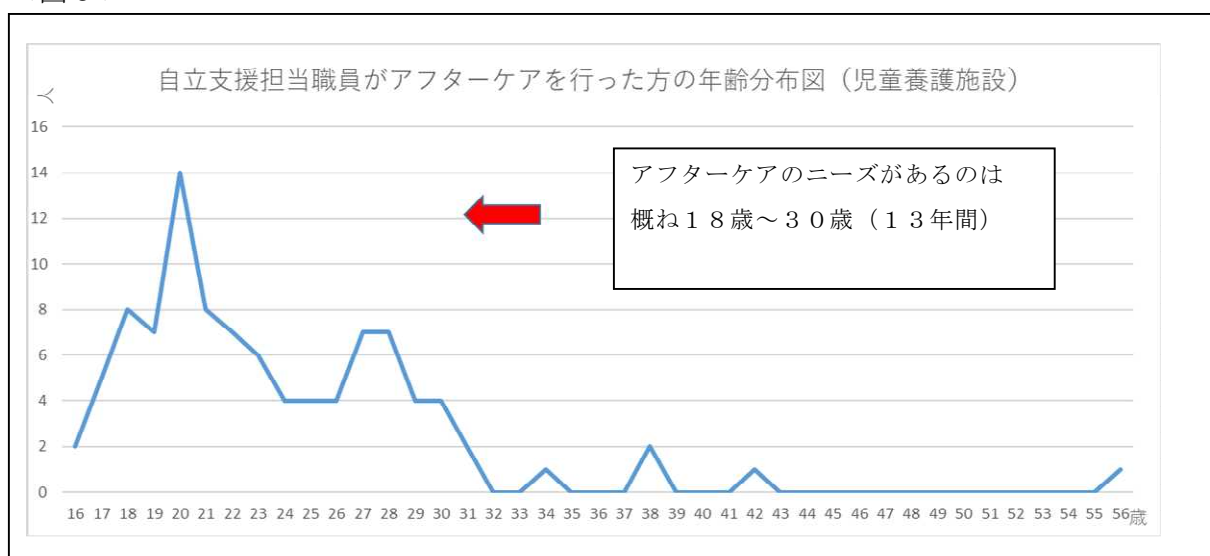
年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～18歳	523	517	510	504	497	491
3歳未満	48	48	47	46	46	45
3歳以上就学前	78	77	76	75	74	73
学童期以降	397	392	387	383	378	373

(2) 各年度における自立支援を必要とするケアリーバー等数の見込

「ケアリーバー」とは、社会的養護経験者のことであり、児童養護施設等の経験者又は里親委託の解除者を指します。また、「ケアリーバー等」とは、ケアリーバーに加え、被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を言います。

令和4年改正児童福祉法において、ケアリーバーの実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられ、また、必要な援助を行うこととされました。これを踏まえ、自立支援を必要とするケアリーバー等の数の見込みを推計します。算出に当たっては、計画期間内に18歳を迎える者及び各年度に措置延長されている者を把握した上で、それらの中から、措置延長等を必要とする者を適切に見込むこととされています。このため、代替養育（施設及び里親家庭での養育）経験者のうち、高校等卒業の年齢で就職・進学等を理由に措置解除となった者の数と、児童養護施設の自立支援担当職員の支援実績を踏まえ、下記の表のように見込数を設定しました。

<図9>



<自立支援を必要とするケアリーバー等数の見込>

(単位：人)

各年度新たに自立支援を必要とする ケアリーバー等数	22人
自立支援を必要とするケアリーバー等数	287人

(3) 社会的養育に必要な資源の整備

令和6年4月1日現在の里親登録件数が206世帯であることや、乳児院、児童養護施設及びファミリーホームの定員の合計が352人であるのに対して、実際の里親及びファミリーホームへの委託児童数や乳児院及び児童養護施設の入所児童数が473人※であることから、現時点においては社会的養育の供給量は充足しているように見えます。

しかし、前述したとおり、里親には種類があり、すべての里親登録世帯が、即座にこどもを受託できるわけではありません。また、家庭養育の優先を進める中においても、施設での養育を必要とするこども（里親家庭での養育が困難なこどもや、年長で今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっているこども等）については、専門的で質の高い養育を施設において行うことが求められます。さらに、施設については、入所のほかにも一時保護委託でこどもを受けている場合もあり、特に乳児院については、常時、一時保護委託を受けている状況となっています。このように、社会的養育の供給量を検討していくためには、里親家庭での養育が困難なこどもや、一時保護委託を必要とするこどもの状況も踏まえることが求められます。

今後の社会的養育においては、代替養育が必要なこどもに対して、令和4年改正児童福祉法の理念のもと、こどもの最善の利益の観点から、こども一人ひとりにとって、最適な養育環境を提供していく必要があります。

養育環境の整備にあっては、まずは、家庭養育優先原則に基づき、代替養育の中心となる里親やファミリーホームの重要性がますます増大していきます。

一方で、代替養育を必要とするこどもの中には、里親やファミリーホームでは養育が困難な、心理職や医師、看護師などの専門職による即時の対応が必要となるケアニーズが非常に高いこどももあり、そうした体制を完備する乳児院や児童養護施設の重要性も増大していきます。特に乳児については、乳児院に入所しているこどもの多くが何かしらの疾患を抱えていたり、病名がなくても虚弱体質であったりと、定期的な通院や、常時看護師によるきめ細やかなケアが必要となっています。こうしたことから、ケアニーズの高いこどもに対して安心・安全な養育環境を整備していく必要があります。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないようにしていくことが求められています。また、上述の通り一時保護の受け皿としてのニーズも依然として高いことから、一時保護専用施設の設置等、多機能化も含めた施設運営を検討していくことが求められています。

これらのことを踏まえ、代替養育が必要なこどもに養育される環境がなくなることはないよう、本県においては次の（３）のとおり、代替養育を必要とするこどもの受入体制を整備していきます。なお、この受入見込数は、第２章１（１）具体的取組方策①の指標である「里親等委託率」、及び同（３）具体的取組方策③の指標である里親登録数及び稼働率を目標値どおり達成した場合の見込として算出しています。

※令和６年３月３１日現在の人数

児童養護施設	300 人
乳児院	30 人
里親	105 人
ファミリーホーム	38 人
計	473 人

●代替養育を必要とするこどもの受入見込

<里親・ファミリーホーム> (単位：人)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	22	25	27	29	32	34
3歳以上就学前	45	47	49	51	52	55
学童期以降	147	157	163	172	181	186
計	214	228	239	252	265	275

<児童養護施設・乳児院> (単位：人)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	26	23	20	17	14	11
3歳以上就学前	33	30	26	24	21	18
学童期以降	250	235	225	210	196	186
計	309	288	271	252	232	216

●里親等委託率 ※ (単位：%)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	46	52	57	63	69	75
3歳以上就学前	58	61	65	68	71	75
学童期以降	37	40	42	45	48	50
計	41	44	47	50	53	56

※里親等委託率とは、社会的養育のうち、里親及びファミリーホームの委託児童数並びに乳児院及び児童養護施設の入所児童数の合計に対する里親及びファミリーホームの委託児童数が占める割合（詳細は第2章1（1）参照）